

宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 宇部市文化芸術振興条例（仮称）の案の策定に関し、広く市民の意見を聴くことを目的として、宇部市文化芸術振興条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、「宇部市文化芸術振興条例（仮称）」案に盛り込むべき事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

（委員）

第 3 条 委員会の委員は 10 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)学識経験者

(2)芸術家、文化芸術活動の企画等を行う者その他の文化芸術を担う者

(3)公募による市民

(4)その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けたときは、前項各号に掲げる区分により補欠の委員を選任するものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の設置目的を達成した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、総合政策部文化振興課が行う。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日以降最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。